

大蔵省管財局『社寺境内地処分誌』昭和一九年四月一五日発行（財団法人大蔵財務協会）一一〇頁・一一二頁

明治初年においては、今日におけるような土地所有権の観念は、極めて薄弱であった。慶応三年十月の大政奉還と明治二年七月の諸侯の仮（ママ）籍奉還とによって、その領有地はすべて政府の所有に移され更に同四年正月の社寺領上知令によっていわゆる社寺領の土地を行わたから、幕領、藩領、社寺領はすべて政府所有に帰したのであるが、未だ土地の種別に勿論実体的にその所屬を確定する暇がなく又法制上の確実なる保障もなかった。これらの土地はしばらくの間官有地域は民有地と仮称してわずかに公私有の別を立てていたが、庶政漸くその緒につくに及び官有地は漸次諸官庁に委ねると共に、私有地に対しては明治五年地券制度を設け私法上の所有権が確認された。ついで「地所名称区別」（明治六年三月二五日太政官布告第一一四号同明治七年一月七日太政官布告第一二四号訂正）によって始めて官民有地区別に法制上の根拠を得たのであるが、全国の土地はこれによって官有地と民有地とに大別され、更にこれを数種の種目に分類された（前掲六〇頁参照）。しかして当時国有の社寺境内地又ハ、仏堂敷地は次のように種別された。

官有地一種 神地 伊勢神宮 官国弊社 府県社及び民有にあらざる社地

同 第三種 民有にあらざる堂宇敷地

同 第四種 寺院、説教場敷地

しかしながら、明治維新政府に右の国有境内地の管理制度はもとより、一般の国有財産の管理処分に関する制度も未だ確立立するに至らなかつた。そこでこれらの管理処分については臨機に「社寺境内外ノ区別ヲ促シ及伐木ヲ嚴禁スルノ件（明治七年内務省乙第三十四号）或は「寺境内外区別取扱規則（同八年地租改正事務局達乙第四号）或は「社寺取扱概則（同十一年内務省達乙五十七号）」その他境内地を使用収益させる事項等について断片的に法令を發布して実施された。又社寺の境内地に対しては国有であると民有であるとにかかわらず、地租その他の公課を賦課されないのを原則とされた。従つて無制限にこれを拡張するときは、国庫及び地方公共団体の収入に及ぼす影響が少くないことから、新に境内を設定し又はこれを拡張しようとする場合には一定の制限が設けられていた。次の内務省、富山県との間の照復によつても当時の取り扱いがわかるのである。

明治二十年三月一日 富山県より内務省地理局社寺局へ伺

社寺境内ノ坪数力制限ニ不充トキ仮令移転セルモ其制限マデ境内増加スル儀ハ御差支無之哉
果シテ然ラハ官有地地第一種に又ハ民有地第二種へ編入可致哉

明治二十年三月十六日 内務省内務省地理局社寺局ヨリ富山県へ回答

社寺地ノ儀ハ一旦改定ノ上ハ猥リニ取抔難相成例規ニ有之又兼夕定メラレタル社寺境内坪数制限ノ儀ハ後來新築若クハ移転等願出候節其申出次第ノ坪数ヲ聞届候テハ不都合ニ付特ニ設ケラレタルモノニシテ之ニ拠テ從來ノ社寺境内ヲ取抔タルコトハ固ヨリ難相成儀ニ有之候

大蔵省管財局『社寺境内地処分誌』（前掲）二四五頁―二五〇頁

第二款 境内 墓地

ここにいわゆる墓地とは国有財産台帳上の整理では「寺院の境内地」であったが、実地の状況が墓地の形態をなしていたものことである。仮りにこれを境内墓地と称えて普通の墓地と区分することにする。従つてこの境内墓地は明治六年制定同七年改正の「地所名称區別」による区分以来の墓地とは当初から、土地の種目が別なものである。

往古においては人々の死骸の安置の場所には人里離れた山又は海等が選ばれていたといわれるが、徳川時代になつてにじめて寺院の境内に墓地が許されるようになり、ここにおいて墓地を自分の所有地と寺院の境内地とに造る者ができた。境内墓地は漸次拡大し特に都市における境内墓地の現況は境内地の相当部分を占める程になつてゐる。明治初年の土地制度において墓地がいかに取り扱われきたかについては、明治四年の社寺領上知令の施行令丁のる太政官達において「……墓地ヲ除クノ外上知ノ儀御布告ノ通り相心得云々」と規定され、更に同七年十月に改正された「地所名称區別」においては、国有地の墓地は官有地第三種に、同寺院の境内地に官有地第四種に区分して整理することに規定された。又同八年六月の地祖改正事務局達「社寺内外区画取調規則」第三条但書において「但現境内トスヘキ地内ニ一瑣々タル墓地散在シ区域引分ケ難キ分（現境内ニ据置クヘキ事）との規定があり、墓地は本来境内地と區別するのが原則であるが、境内地に散在する少数の墓地は特に現境内地を含めて整理する例外の取扱を定め、更に同年七月の地祖改正事務局議定「地所処分仮規則」第六章墓地処分第一条に「従前官有地ニ設タル墳墓ノ一区域ヲナセシ地ハ今度更ニ民有地第三種ト定メ人民共有墓地トナスヘシ但区域内ニ余地ア戸七将来ノ所用ニ儼存スヘン」と定められた。従つて普通の墓地は原則的にこれを民有地とする方針であつたが、当時境内地に散在していた前記の少数墓地のみが現境内―官有地第四種として残され、その後これら集団化していわゆる境内墓地を形成したものとみられる。昭和二十二年四月二十二日公布の「第二次境内地処分法」による処分上において、前記の集団化した境内墓地が同法の第一条及び第二条等に規定する「宗教活動を行うに必要なもの」に該当するか否かが問題となつた。なお、この問題と直接関連はないが、葬儀は神官又は僧侶に依頼すべきことを規定し北次の太政官布告は興味がある。

太政官布告第百九十二号（明治五年六月二十八日）

近来自葬取行候者モ有之哉ニ相聞俟処向後不相成候条葬儀ハ神官僧侶ノ内へ可相頼俟事
大蔵本省で部内の取扱要領を定め仁第二次境内地処分法の運用方針において、墓地はむしろ第三者が使用する土地であり、且つその施設は衛生上の必要に基ずくものであつて、当該寺院の宗教活動において必ずしも必要なものでないという見解に立ち、原則として譲与の条

件に該当しないものと決定していた。但しかかる集团的境内墓地でも例えば相当の樹木があつて尊厳保持用地或は特別の由緒地等、同法施行令第一条第一項の各号の一に該当すると認められるものは、その名目で処分の適格性があるものとして例外的取り扱いを認めていた。

前記当初の集团的境内墓地に対する取扱方針については、社寺境内地処分中央審査会の委員の一部から相当強硬な反対意見の開陳があつた。反対意見の主なるものは

① 明治初年以前存在していた墓地は、明治初年の土地制度においても原則的にこれを民有地とする方針であり、元來寺有とすべきものであつたのであるから、寺院に譲渡すべきである。

② 明治維新後に出来た境内墓地は、台帳上当該寺院に無償貸付をしてあつたから前記処分法の施行令第一条第二項（公益事業用地）に該当するものとして取り扱うべきである。すなわち

（イ）墓地を一体として観る場合、これは寺院の一施設であり、本堂に奉安する遺骨、位はいがある場合と殆んど同一視することができる。

（ロ）墓地は当該寺院と全然無関係のものでなく、春秋の彼岸、お盆には勿論朝夕の読経その他のおとめの場合これらの墓地の霊に対してもあまねく信仰の誠を捧げているものであつて、第三者が使用する土地であるから、当該寺院の宗教活動以外のいわゆる目的外使用地と決定するのは、宗教の本質を解しない謬論である。

（ハ）或寺院では使用者加ら相当の墓地使用料をとつていふとの非難もあるが、これは境内墓地をもつている寺院全部がこれをもつて営利を目的としたものではなく、墓地の維持、経営その他の管理上の経費として永代供養料の意味で受け取つている寺院もあるが、該寺院が全部そうではない。若しかかる点において営利を目的としているものがある場合、これは飽までも個別的審査を必要とする問題丁のつて、例外的事例をもつてすべてを律すべきではない。

（ニ）若干の墓地使用料を仮りにとつたとしてもこれを貸地と見ることは余りにも形式的であつて、墓地の使用者である信徒も一般的意味における借地とは全然考えていないのである。

右の賛否両論については本省において数回審査会小委員会を開催し、慎重に検討の結果昭和二十五年八月遂に当初の運用方針を次のように改めることに決定して、これを各財務局に指示することとなつた。

国有境内地にある墓地は、原則として宗教活動を行うのに必要なものと認め、その処分に當つてば、実況に基き昭和二十二年勅令第九十号（第二次境内地処分法の施行令）第一条第一項各号又は同条第二項のいずれかに該当するものとして処理すること。但し、営利的に利用し、その他その寺院の宗教活動上全然無関係と認められる墓地、同法律の規定による処分の適根性を欠くものとして取り扱うこと。

右によつて墓地は、寺院として定期的（彼岸盆等）に同地において供養を執行するのみな

らす、常時本堂における読経その他の行事も宗教的に観て墓地をも対象とする間接的な行事と解釈することによって「儀式又は行事用地」として取り扱うことを原則とし、建造物用地若しくは尊厳保持用地或は由緒地等その他の施行令第一条各号と競合する場合は、実地の状況に応じて適当な該当地を決定して処分するという事になった。当時既に譲与不適当と決定し更に時価による売払いを済ませたものが数件あったが、法制等を改変する場合でも多少の衡平の問題が必ず附随することであり積極的にその処分の変更はされなかった。社寺国有境内地とは別であるがついでにいわれる官修墓地について多少参考と思われる事項を記載する。官修墓地の制度は、明治維新において官軍が各地に転戦して全国を平定した際、各藩の士卒でこれに従軍し、戦病死した者の遺骸がそれぞれの地に埋葬されたので明治七年これを慰霊すべき旨の仰出があり、翌八年内務省所管の下に定額の修繕冊（墳墓一ヶ所について六円二十五銭）等を支出することとして国において祭祀することとなったものである。同十五年には西南の役の戦致者の墳墓もこれに加えられた。官修墓地の管理には監守者を置き、次の事項を記載する各墓地の明細帳調製の制度（明治十二年一月二十一日内務省達乙第三号）ができた。

一 開設の沿革

一 域内坪数並びに地種（官有民有の別）

一 埋葬人名表（戦死事故、旧藩名、姓名、年令、創立年月日、建設人名）

大正二年に至り神社、寺院明細帳様式の改正と同時に右の様式は、次のように改正された。（四月二十一日内務省令第六号）

一 設置の沿革

一 域内の坪数

一 表（姓名、旧藩名、創立年月日、戦死事由）

この明細帳は、内務省に備えつけると共に、監守者も右に準じて作製し忙明細書を備えつけた。昭和二十年八月の終戦により同年十二月連合軍最高司令部からいわゆる「神道指令」が発せられ、政教の分離と神社の国家管理廃止等を厳重に指令してきたので、昭和二十一年度予算においては従来認められていた「護国神社及び官修墳墓」の歳出科目が削除となり、官修墳墓に対する国庫の支出は遂に断絶することとなった。やがて官修墳墓の所管省であった内務省も廃止の運命となったばかりでなく、これを引継いで所管とする政府機関はなくなつたのである。

しかしして現在いわゆる官修墳墓の祭薦は・縁故者等がこれに当たっている他殆んど放置の状態にあるので、これに対する政府の何等かの措置が要望されている。太平洋戦争の平和条約の発効後、政・府部内においてもこの問題を検討中であり、旧陸海軍墓地をも併せて考慮すべき丁のるとし、席に欧米諸国に見られる無名戦士の墓のようなものが適当であるとの意見も強いので、近い将来何等かの形で、これが制度化の上慰霊の途が講じられるであろう。

なお、官修墳墓の所在、数量は、昭和二十八年四月文部省調によれば、次のとおりである。

都道府県名	墳墓箇所数	都道府県名	墳墓箇所数
東京都	二五	栃木	八三
青森	一五	徳島	〇
北海道	一三	奈良	七
山形	四	香川	〇
京都	二九	三重	〇
秋田	一二七	愛媛	〇
大阪	二	愛知	〇
福井	一	高知	〇
神奈川	三	静岡	〇
石川	一	福岡	八
兵庫	一	山梨	〇
富山	六	大分	一二
長崎	一七	滋賀	二
鳥取	〇	佐賀	一〇
新潟	八三	岐阜	〇
島根	六	熊本	一六三
埼玉	一	長野	四四
岡山	二八	宮崎	一二
群馬	七	宮城	一
広島	六	鹿児島	二九
千葉	一〇	福島	一八六
山口	二四一		
茨城	一四		
岩手	六		
和歌山	〇		
計			一〇一三